

信用格付業者検査マニュアル

証券取引等監視委員会事務局

平成22年●月 策定

目次

I 基本的考え方	1
1. 背景	1
2. 検査マニュアルについて	1
3. 検査における留意事項	2
II 確認項目	5
1. 経営管理態勢	5
2. 業務管理体制の整備	6
3. 禁止行為の防止に関する態勢	13
4. 情報開示に関する態勢	14
5. 監査に関する態勢	14
6. 外国法人に係る留意点	15
7. その他	15

I 基本的考え方

1. 背景

信用格付は、投資者が投資判断を行う際の信用リスク評価の参考として、金融・資本市場において広範に利用されており、投資者の投資判断に大きな影響を与えている。このような信用格付を付与し、利用者に対して幅広く公表・提供している信用格付業者は、金融・資本市場における情報インフラとして重要な役割を担っており、それに応じた適切な機能の発揮が求められている。

金融商品取引法(以下「金商法」という。)における信用格付業者に対する規制の目的は、信用格付業者の情報インフラとしての機能を適切に発揮させ、これをもって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することにある。

これらの目的を達成するため、証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)に信用格付業者に対する検査権限が付与されており、証券監視委には、検査を通じて信用格付業者の業務運営等の実態を把握し、法令等の遵守状況を確認するとともに、問題点が認められた場合には検査対象先にこれを通知し、必要に応じて監督部局に対し適切な措置を講じるよう要請することが求められている。

証券監視委が行う検査に関する基本的な事項や実施の手続等については、「証券検査に関する基本指針」に記載されているほか、「検査基本方針」や「検査基本計画」については年度毎に策定される、「証券検査基本方針及び証券検査基本計画」に記載されている(いずれも、<http://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/kensa.htm>参照)。

信用格付業者に対する検査も、原則としてこれらの基本指針等に基づいて実施されるものであるが、証券監視委が検査の対象とする業者は多種多様な業態に及んでおり、その複雑かつ多様な業務について検査官が検証するためのツールとして、各業態に応じた検証項目等を記載した検査マニュアルは、「検査の手引書」として有用であると考えられる。

そこで、金商法により新たに信用格付業者が証券監視委の検査対象に加わったことを踏まえ、ここに「信用格付業者検査マニュアル」を策定する。

2. 検査マニュアルについて

(1) 検査マニュアルの位置付け等について

- ① 検査マニュアルは「検査の手引書」として検査官が活用することを目的として策定したものであり、信用格付業者に対してその確認項目の記載内容を達成することを機械的・画一的に義務付ける性質のものではない。したがって、検査の実施に際しては、検査対象先の業務内容等を正確に把握した上で、これに適合した検証を行う必要があり、検査マニュアルの記載内容の機械的・画一的な検証に陥らないよう留意する必要がある。

ある。

したがって、例えば、検査マニュアルに記載した「部門」が設置されていない場合であっても、それのみによって不適切であると判断するのではなく、検査対象先の特性・規模等を踏まえ、法令等を遵守するために必要な機能が十分備わっているか、相互牽制が機能する組織態勢が整備されているか、といった観点から問題点の有無を検証するなどの手法が必要とされることに留意する。

- ② また、検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の業務の適切性等を把握するために有効と考えられる確認事項を例示したものに過ぎない。したがって、検査マニュアルに記載のない事項についても、実際の検査において検査対象先の態勢又は業務の状況の実態を把握するために必要と判断される事項については、適宜、検証を行うこととする。
- ③ 検査を実施するに当たっては、検査マニュアルのみならず、「信用格付業者向けの監督指針」についても参考とするものとする。
- ④ なお、検査マニュアルは検査官の手引きとして策定したものであるが、検査対象先においても、社内体制の構築や社内チェックのための参考として活用できるものと考えられる。

(2) 検査マニュアルに記載した用語の読み替え

本検査マニュアルは基本的に取締役会を設置した株式会社を念頭においた記載をしており、他の形態の信用格付業者に関しては、適宜、省略や必要な読み替えを行ったうえでこれを活用する必要がある。

3. 検査における留意事項

信用格付業者に対する検査は、以下の点に留意して行うこととする。

- (1) 金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業府令」という。)第 325 条について
信用格付業者に対する検査を実施するに際しては、金商業府令第 325 条により、個別の信用格付又は信用評価の方法の具体的な内容に関与しないよう配慮するものとする。

ただし、個別の信用格付の内容等の当否の検証ではなく、個別の信用格付の内容等から遡って当該信用格付がなされた際の手続が格付付与方針等に則って適正に行われていたかといった事項を検証することは妨げられるものではない。

- (2) 監督部局との適切な連携の確保

検査の効果的な実施のためには、検査部局である証券監視委の「オンサイト」と監督部局の「オフサイト」の双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることが必要であり、

それぞれの部局が独立性を尊重しつつ適切な連携を図ることが必要とされる。

具体的には、検査を実施するに際しては、継続的に信用格付業者に関する情報の収集・分析を行っている監督部局から当該検査対象先に関する情報を受領し、かつ、監督部局が当該検査対象先に有している問題意識等を共有した上で、検査に臨む必要がある。また、検査実施後は、検査官が問題点として把握した事項のみならず、監督部局がオフサイトのモニタリングを実施する上で有用と思われる検査対象先の業務の実態等を監督部局に伝達し、以後の監督行政に資するようにすることが必要である。

(3) 外国法人に係る留意点

① 外国法人の付与する信用格付に関する法令の基本的考え方

信用格付業者に対する金商法の規制は、信用格付が、投資者が投資判断を行う際の信用リスク評価の参考として、金融・資本市場において広範に利用されていることに鑑み、我が国の資本市場の機能の十全な発揮や投資者保護を図るために導入されるものである。このような観点に照らせば、我が国に持ち込まれる可能性のない信用格付については、金商法の規制の対象外となる。

- 例えば、外国法人である信用格付業者の国外拠点が付与する信用格付のうち、
- イ 国内の金融商品取引業者等が勧誘を行うことを前提とする金融商品の信用格付でないこと
 - ロ 格付関係者が国内に住所を有しないこと
 - ハ 資産証券化商品の場合には、主な原資産が国内に存在しないこと
- のいずれの要件も満たす信用格付(非日本関連)に係る信用格付行為に対しては、金商法の規制は適用されないこととなる

他方、外国法人である信用格付業者が付与する信用格付であっても、国内の拠点において付与されるものについては、非日本関連に該当せず、金商法の規制が適用されることとなる。

また、このような基本的考え方の整理に伴い、信用格付業者として登録を受けた外国法人にあつては、法令等遵守の観点から、自らが行う信用格付行為のうち、金商法の適用対象となるものとそれ以外のものを判断するための具体的な手続等を明確化した上で当該手続等にしがって業務を行うことが必要であり、この点についても検査で検証すべきことに留意する(確認項目「6. 外国法人に係る留意点」参照)。

② 業務管理体制の一部適用除外

外国法人である信用格付業者については、金商業府令第 306 条第 6 項により、業務管理体制の整備義務のうちの一部が、一定の要件を満たす場合には金融庁長官の承認を受けることにより、個別に免除を受けることができるものとされていることに留

意する。なお、外国法人である信用格付業者であっても、日本にある営業所又は事業所については、当該免除はなされないことにも留意する。

③ 検査手法等について

外国法人である信用格付業者に対する検査に当たっては、当該外国法人の国内における営業所又は事務所に対し臨店検査を実施することを原則とする。その際、当該外国法人の海外拠点に対しても、必要に応じて、当該外国法人の日本における営業所又は事務所を通じた資料の提出等を求めるなどして検査を実施するものとする。

また、当該信用格付業者の母国当局との検査に関する適切な連携を図るものとする。

Ⅱ 確認項目

信用格付業者に対する検査に際して、信用格付業者の業務の適切性等を検証するために有効であると考えられる確認項目を以下のとおり記載する。ただし、前記のとおり、検査を実施するに当たっては、検査対象先の業務の特性・規模・複雑性等を考慮し、これに応じた柔軟な発想に基づく検証が欠かせないものであり、検査マニュアルに記載した項目の機械的・画一的な検証を行うことのないよう留意する。

(注) なお、確認項目のうちの一部については、参照すべき金商法・金商業府令の条文を【】内に記載している。これは、法令と本検査マニュアルを照らし合わせて利用するに際しての利便性に資することを考慮したものであるが、当該確認項目の記載が法令の解釈等を示すことを意味するものではないことには留意が必要である。また、参照すべき条文の記載がない確認項目についても、必ずしも関連する法令の規定が存在しないことを意味するものでなく、参照すべきとして掲げられていない法令の規定について検査で検証をしないこと意味するものではないことにも留意が必要である。

1. 経営管理態勢

信用格付業者が金融・資本市場における情報インフラとしての重要な役割を果たしていくためには業務を的確かつ公正に遂行するための体制の整備等が重要であるが、そのためには、法令等を遵守することを重視した経営陣による率先した体制・組織の整備等が不可欠である。このような観点から、信用格付業者の経営陣には、適切な経営方針等を策定し、これに基づく内部管理体制や業務管理体制の整備等を行った上で、これらの機能が有効に発揮され、業務が的確に遂行されているかの検証を行い、適時に問題点を発見し、必要に応じて見直しを図るなどの不断の努力が求められている。

検査においては、信用格付業者の経営陣がこのような役割を果たしているかを経営管理体制が構築されているかの観点から、主に以下の項目を参考に検証するものとする。

(1) 経営方針等

- ① 取締役会は、信用格付業者が金融・資本市場において重大な社会的責任を担っていることを柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを実現するための体制を構築しているか。
- ② 取締役会は、法令等遵守等に対する取組みを会社経営を行う上での最重要課題として位置付け、これを実践するための基本となる方針を策定し、役職員への周知徹底を図っているか。

(2) 牽制機能

- ① 取締役は、取締役会の構成員として、取締役会において実質的議論を行い、業務執行の意思決定及び業務執行の監督の職責を十分果たしているか。
- ② 取締役は、他の取締役その他の役職員の法令等違反行為を発見した場合には、法令に基づき適切な措置を講じるとともに、業務の健全化に必要な対応策を迅速に講じているか。
- ③ 監査役は、取締役会に出席し、法令等遵守や内部管理等の重大な事案に関する監視機能を果たしているか。

(3) 経営体制

- ① 取締役会は、法令等遵守・内部管理及び内部監査等の重要性を認識し、会社の業務内容等に応じた適切な組織体制を構築しているか。

(4) 業務運営への取組み

- ① 取締役会は、単に業務推進に係ることのみではなく、業務運営に際して、法令等遵守・内部管理に関する事項その他の各種リスクに関する重要な事項について議題として採り上げているか。
- ② 取締役会は、業務運営の状況を把握するための報告体制を整備しているか。
- ③ 取締役会は、監査等(内部監査及び外部監査)により把握した問題点について、率先してその改善に取り組んでいるか。

(5) 会議録等

- ① 取締役会は、取締役会議事録を適時に作成し、取締役会議事録を法に定められた期間、備え置いているか。
- ② 取締役会議事録は、原資料と併せて、取締役会に報告された内容や、取締役会等の承認、決定の内容等の詳細が確認できるものとなっているか。また、原資料は、取締役会議事録と同期間保存されているか。

2. 業務管理体制の整備

信用格付業者が金融・資本市場において情報インフラとして果たす役割を適切に発揮するためには、その業務を的確かつ公正に遂行するための体制の整備が不可欠である。そのため、信用格付業者には、業務管理体制の整備が法令上義務付けられており(金商法第66条の33)、登録の要件としても位置づけられている(同第66条の30第1項第5号)。したがって、信用格付業者に対する検査においても、業務管理体制の整備状況を重要な

項目として検証する必要がある。

もっとも、信用格付業者が具体的にいかなる業務管理体制を採るかは、その業務の特性・規模・複雑性等に応じて、法令の範囲内で信用格付業者が自ら判断すべき事項である。そこで、信用格付業者の業務管理体制に関する検証を行うに際しては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 登録申請書等に記載された業務管理体制に則った業務が実際に行われているかを検証する。登録申請書等に記載された業務管理体制に則った業務を実施していない事象が認められた場合(例えば業務管理体制の整備として定められた社内規程に違反した信用格付行為が認められた場合など)、当該事象が偶発的に生じたに過ぎないものか、それとも体制整備上の問題に起因して生じたものであるか等を検証し、当該信用格付業者による業務管理体制の整備義務の履行状況が十分であることを検証する。
- (2) 登録申請書等に記載された業務管理体制に則った業務が行われている場合であっても、信用格付業者規制の法の趣旨に照らして不適切と判断されるような事象が生じていないかを検証する。不適切な事象が生じていると認められた場合、業務管理体制の有効性の検証や適時の見直し等が行われているかを検証し、当該信用格付業者による業務管理体制の整備義務の履行状況が十分であることを検証する。

以上を考慮のうえ、主に以下の項目を参考に業務管理体制の整備状況を検証するものとする。

(1) 格付担当者が連続して同一の格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与に係る過程に関与する場合に関する措置【金商業府令第 306 条第 1 項第 2 号】

- ① 格付アナリスト又は格付委員会の委員が付与の過程に関与した記録が適切に保存されているか。また、その記録と照らし合わせるなどして、同号イ又はロに規定する信用格付に関与してはならない主任格付アナリスト又は格付委員会の委員が、当該格付の付与に関与しないよう確認を行っているか。

なお、主任格付アナリスト(金商業府令第 295 条第 3 項第 3 号)については、単に「主任」や「チーフ」といった形式のみではなく、当該アナリストが信用格付の付与の過程に主たる関与を果たしているかという実質についても留意して検証するものとする。

(2) 公正に信用格付行為を行うことについて重要な疑義がある者を採用しないための措置【金商業府令第 306 条第 1 項第 3 号】

- ① 役職員の採用に関する方針・手続等が適切に定められているか。また、それらに則した採用を実際に行っているか。

③ 信用格付業者の業務の適正を確保するための措置【金商業府令第 306 条第 1 項第 4 号】

- ① 会社の業務の適正を確保するための内部管理体制が適切に整備されているか。

④ 法令等遵守を確保するための措置【金商業府令第 306 条第 1 項第 5 号】

① 経営陣の取組み

イ 取締役会は、法令等違反行為に対し、公平・公正かつ断固とした姿勢で対応しているか。

ロ 業務運営の体制・方法は、法令等に則した適切なものとなっているか。

ハ 取締役会等は、法令等遵守に関する施策について、定期的にその効果を確認し必要な改善を図っているか。

ニ 取締役会等は、法令等違反者に対する厳正かつ公正な社内処分を行うための懲罰規定を整備しているか。

② 法令等遵守責任者の設置

イ 法令等遵守責任者の格付・営業部門等(以下「営業部門等」という。)からの独立性の確保及び営業部門等に対する牽制機能を十分発揮するための権限の付与など、適切な体制・方策が講じられているか。法令等遵守責任者は与えられた権限を適切に行使しているか。

ロ 法令等遵守責任者は、法令等遵守に関する情報の把握に努め、必要な情報を取締役会等に報告しているか。

ハ 法令等遵守責任者と営業部門等との間の連絡、報告及び協議等を必要とする事項並びにそれらの方法等が明確に定められており、実際にこれらに則して業務が行われているか。

ニ 法令等遵守に係る問題を一元管理する仕組みを構築し、社内規程等を整備しているか。

③ 法令等遵守に関する業務の運営

イ 法令等遵守責任者は、営業部門等の業務運営状況に関する検証により問題点を把握した場合には、その原因を究明し、必要な対策を講じているか。

ロ 定期的な研修等、役職員の社内教育は十分行われているか。

④ 社内規程の策定

イ グループ法人内に存在する共通ルール(特に海外グループ法人が作成したルール)等を導入する際に、本邦法令等に照らして当該ルールが不適切ではないか又は不十分ではないか等について検討を行っているか。

ロ 社内規程には、営業部門等において法令・社内規程等の解釈等に疑義が生じた場合に法令等遵守責任者等に確認する旨が明記されているか。営業部門等による独自の解釈等で業務を継続していないか。

ハ 社内規程は、法令等の改正、組織又は業務運営環境の変化等に応じ、適時、必要な見直しが行われているか。

⑤ 実践計画・行動規範

イ 法令等遵守に関する実践計画(以下「コンプライアンス・プログラム」という。)を作成し、取締役会等の決定又は承認を受けて役職員への周知を図っているか。また、コンプライアンス・プログラムの進捗状況や達成状況をフォローアップする担当者等の権限及び責任が明確にされ、代表取締役又は取締役がその進捗状況や達成状況を把握し、評価できる体制を整備し、実施しているか。

ロ 法令等遵守に関する行動規範(「コンプライアンス・マニュアル」)を作成し、その存在及び内容を、役職員に周知徹底しているか。

⑥ 内部通報制度

イ 内部通報がされた事案について、定められた手続等に則った適切な処理がなされているか。

ロ 内部通報がされた事案を受けて、必要に応じて、同種事案の再発防止に向けた施策が実施されているか。

⑤ 信用格付の付与に係る過程の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置【金商業府令第 306 条第 1 項第 6 号】

① 信用格付の付与に用いる情報について十分な品質を確保するため、情報を用いるための方針・手続等が定められているか。実際の格付付与は当該方針・手続等に則して行われているか。

② 格付付与方針等の妥当性及び実効性についての検証が定期的又は適時に実施されることとなっているか。

③ 付与した信用格付の検証及び更新に関する手続等が定められているか(検証・更新を実施しないこととした場合を除く。)。実際の検証及び更新は当該手続に則して行われているか。

⑥ 信用格付業に係る利益相反を防止するための措置【金商業府令第 306 条第 1 項第 7 号】

① 利益相反又はそのおそれのある行為(以下「特定行為」という。)について特定・類型化しているか。

② 特定行為の特性に応じて、投資者の利益を害しないことを確保するための措置を適切に定めているか。

③ 格付担当者に対して利益相反のおそれのある有価証券の売買その他の取引等を行ってはならない旨を周知徹底しているか。

④ 格付担当者につき利益相反のおそれのある有価証券の売買その他の取引等が特

定・類型化されているか(同号イ(1))。役職員と格付関係者との間の利益相反のおそれのある場合が特定・類型化されているか(同号イ(2))。また、当該場合に当該役職員が格付付与に関与しないよう、格付付与に先立ってこれらの者が格付付与に関与しないことを確認する手続が採られているか。

- ⑤ 役職員でなくなったアナリストが格付関係者の役員等に就いた場合の当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の妥当性を検証するための措置が採られているか。

(7) 関連業務及びその他業務に係る行為が信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置【金商業府令第 306 条第 1 項第 8 号】

- ① 関連業務及びその他業務に係る行為の特性に応じ、例えば部門の分離による管理や担当役員を分けるなどの措置を採っているか。

(8) 資産証券化商品の信用格付について、第三者が独立した立場において当該信用格付の妥当性について検証することができるための措置【金商業府令第 306 条第 1 項第 9 号】

- ① 第三者が信用格付の妥当性を評価するために重要と認められる情報の項目は、資産証券化商品の内容やリスクを的確に把握できるよう考慮されているか。
- ② 格付関係者に対する働きかけ及びその結果の公表に関する内容・手続等が定められているか。実際の働きかけや結果の公表は当該定めに基づいて行われているか。

(9) 報酬等決定方針を定め、かつ、当該決定方針が信用格付業の業務の公正かつ的確な実施に支障を及ぼさないことを確保するための措置等【金商業府令第 306 条第 1 項第 10 号】

- ① 報酬等の決定は、定められた報酬決定方針に基づいて適切に行われているか。

(10) 格付担当者が当該信用格付の手数料に関する交渉に参加することを防止するための措置【金商業府令第 306 条第 1 項第 11 号】

- ① 例えば、信用格付を行う部門と手数料に関する交渉を行う部門を分離するなどの措置を採っているか。
- ② 格付担当者が信用格付の手数料に関する交渉に参加することを明確に禁じ、これを役職員に周知しているか。

(11) 信用格付業の業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持を適切に行うための措置【金商業府令第 306 条第 1 項第 12 号】

- ① 信用格付業に関して知り得た情報について、信用格付業を公正かつ的確に遂行す

る目的以外の目的での利用が明確に禁止され、その旨が役職員に周知されているか。

- ② 信用格付業に関して知り得た情報について、秘密として特定する範囲を明確に定めているか。秘密と特定した情報について、業務上必要な範囲に限定したアクセス権の設定を行うなど知り得る者を特定しているか。当該アクセス権は厳格に管理されているか。
- ③ 情報の漏えい又は目的外の利用等の事故が生じた場合の取締役会等への報告体制及び処理・手続が整備され、速やかに対策が講じられる体制が構築されているか。

(12) 信用格付業者に対する苦情を適切かつ迅速に処理するための措置(当該苦情を当該信用格付業者の役員に報告するための体制整備に関する措置を含む。)[金商業府令第 306 条第 1 項第 13 号]

- ① 苦情を受け付ける窓口を設置し、受付業務を担当する部署又は担当者を定めているか。
- ② 苦情を受け付けた際の記録の保存、報告及び対処に関する手続が定められているか。また、当該手続に則して信用格付業者に寄せられた苦情を適切かつ迅速に処理しているか。例えば、社内の調査を要すると判断される苦情が寄せられた場合に適切かつ迅速な調査を実施しているか。
- ③ 経営に重大な影響を与え得る内容の苦情について、役員に適時に報告するなど、事案に応じ必要な情報共有が図られる態勢となっているか。

(13) 格付方針等に従い、信用格付業の業務を遂行するための措置(格付アナリストに対する研修に係る措置を含む。)[金商業府令第 306 条第 1 項第 14 号、同第 313 条]

- ① 役職員に対する研修その他の方法によって格付方針等を周知徹底しているか。
- ② 信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為が当該信用格付の付与後、遅滞なく行われているか(金商業府令第 313 条第 3 項第 1 号)。ただし、信用格付業者には、付与した信用格付を提供し、又は閲覧に供する前に、格付関係者が事実誤認の有無について確認することを可能とするための方法等を採用することが求められている(同条第 2 項第 4 号)ことに留意する。
- ③ 信用格付を提供し、又は閲覧に供する場合に、法定の事項(金商業府令第 313 条第 3 項第 3 号イ〜ル)が正確に公表されているか(同条第 3 項第 3 号)。
- ④ 信用格付の付与過程に対する営業部門の役職員等からの不当な働きかけを遮断する等、格付付与方針等に則らない信用格付の付与がなされることを妨げる方策が採られているか。
- ⑤ 公表した格付付与方針等に則って信用格付の付与が行われているか。例えば、以

下のような観点について格付付与方針等に則った信用格付の付与がなされているかを検証するものとする。

イ 格付付与に際して、収集した金融商品又は法人の信用状態に係るすべての情報資料を総合して判断の基礎としているか(金商業府令第 313 条第 2 項第 2 号)。

ロ 主として定量的分析に基づき信用評価を行った場合について、当該定量的分析に基づき信用評価を行った結果と付与された信用格付との間に重要な差異がある場合、当該差異が、格付付与方針等に記載された手続等に則って生じたものとなっているか(金商業府令第 315 条第 1 項第 1 号へ)。

ハ 格付付与の前提として使用するデータは、格付付与方針等に則って適切なものを選択しているか。格付付与方針等に基づかない恣意的なデータを使用するなど不適切な行為を行っていないか。

(14) 金融商品又は法人の信用状態の評価の結果に関する一般的な性質に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行わないための措置【金商業府令第 306 条第 1 項第 15 号】

- ① 信用格付に関する一般的な性質に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行うことが禁止されている旨が役職員に周知されているか。

(15) 関連業務に係る行為を行う場合において、当該行為が信用格付業に係る行為であると誤認されることを防止するための措置【金商業府令第 306 条第 1 項第 16 号】

- ① 関連業務に係る行為と信用格付業に係る行為が別の種類の行為であることを明確に示しているか。

(16) 監督委員会の設置に関する措置【金商業府令第 306 条第 1 項第 17 号】

- ① 監督委員会に対して、金商業府令第 306 条第 1 項第 1 号から第 16 号までに掲げる措置の適切性を確保するための権限が与えられているか。また、当該権限及び責任は明確にされているか。
- ② 監督委員会が付与された権限を適切に行使し、実効的な監督業務を行うための人的体制を整備しているか。
- ③ 監督委員会は、信用格付業者の業務管理体制が適切に講じられているかについて、独立委員の視点を踏まえて検証する枠組みを整備しているか。
- ④ 監督委員会は監督業務において把握した重要な事項を遅滞なく取締役会等に報告することとなっているか。また、実際に報告が遅滞なく行われているか。
- ⑤ 監督委員会は、監督委員会の指摘する事項に関する改善状況を適切に検証しているか。

3. 禁止行為の防止に関する態勢

信用格付業者には、その業務の的確かつ公正な遂行のために業務管理体制の整備が義務付けられているが、独立性確保・利益相反防止、格付プロセスの公正性確保等の観点から、特にその要請が強い事項については、信用格付業者の体制整備による自律的な対応のみならず、一定の行為を禁止することが必要であると考えられるため、法令上、一定の行為が禁止されている。検査においても、信用格付業者の業務において禁止行為がなされていないかを検証するが、検証に際しては、単に禁止行為の認定にとどまらず、そのような行為を発生させるに至った要因がどこにあるかを発生事象から遡って検討する必要があることに留意する。

以上を考慮のうえ、主に以下の項目を参考に、禁止行為について検証を行う。

(1) 信用格付業者又はその役員若しくは使用人が格付関係者と密接な関係を有する場合において、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為の禁止【金商法第 66 条の 35 第 1 号】

- ① 信用格付業者又は格付担当者と格付関係者が「密接な関係」を有する場合において、格付を提供し又は閲覧に供する行為が禁止されていることが役職員に周知されているか。
- ② 信用格付を提供又は閲覧に供するに際して、事前に、信用格付業者又は格付担当者が格付関係者と「密接な関係」を有していないことの確認等を行っているか。

(2) 格付関係者に対し当該格付関係者に係る信用格付に重要な影響を及ぼすべき事項に関して助言を行った場合において、当該信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為の禁止【金商法第 66 条の 35 第 2 号】

- ① 提供又は閲覧に供する信用格付について、禁止される助言の内容等が役職員が理解できるよう明確なものとなって周知されているか。
- ② 格付担当者と格付関係者との交渉の経過に係る記録は定められた規則等に則って適切に作成されているか。

(3) その他禁止行為【金商業府令第 312 条】

- ① 法令上禁止された行為の内容が役職員に理解できるよう明確なものとなって周知されているか。

(4) 名義貸しの禁止【金商法第 66 条の 34】

- ① 信用格付業者が、自己の名義で他人に信用格付業を行わせていないか。例えば、グループ内の無登録の格付会社が信用格付行為を行うに際して、登録業者である自社の名義で信用格付行為を行ったこととするなどの不適切な行為をしていないか。

4. 情報開示に関する態勢

市場参加者にとっての信用格付の有用性を高める観点からは、信用格付に関する情報開示に透明性・適時性が確保されることが重要であると考えられる。したがって、検査においても、主に以下の項目を参考に信用格付業者の情報開示に関する態勢が十分であるかの検証を行う。

(1) 格付方針等の公表【金商法第 66 条の 36】

- ① 格付方針等が、投資者その他信用格付の利用者に対して、容易に閲覧でき、かつ、理解しやすい方法で公表されているか。
- ② 格付方針等に変更があった場合、当該変更内容が適時に公表されているか。特に、重要な変更を行うときは、やむを得ない事由があるときを除き、あらかじめ、変更する旨及びその概要を公表しているか(金商業府令第 314 条第 3 項)。

(2) 説明書類の縦覧【金商法第 66 条の 39】

- ① 説明書類の記載事項(金商業府令第 318 条)は、正確かつ投資者に誤解を生じさせないよう記載されているか。

5. 監査に関する態勢

信用格付業者における法令等遵守の状況等を定期的に評価・改善するために、客観的な評価を行う内部監査部門の設置は有用であると考えられる。そこで検査においては、主に以下の項目について検証を行う。

(1) 内部監査部門の設置

- ① 取締役会は、営業部門等からの干渉を受けない独立性の高い内部監査部門を設置し、専担の取締役を選任するなど、実効性ある内部監査態勢を構築しているか。
- ② 取締役会は、内部監査業務の従事者に、職務遂行上必要とされる全ての資料等を入手できる権限を与えているか。また、職務遂行上必要とされる全ての役職員を対

象に、面接・質問等を行える権限を与えているか。

- ③ 代表取締役及び取締役会は、内部監査の結果等を受け、経営に重大な影響を与えると認められる問題点や被監査部門等のみで対応できないと認められる問題等について、改善のための効果的な施策を講じているか。

(2) 監査計画及び結果等の取扱い

- ① 内部監査部門は、被監査部門等におけるリスクの管理状況を把握し、リスクの種類・程度に応じた効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案しているか。
- ② 内部監査部門は、内部監査で把握した重要な問題点等について、遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。
- ③ 被監査部門等は、内部監査報告書で指摘された問題点についてその重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善し、必要に応じて改善計画等を作成しているか。また、内部監査部門は、その改善の進捗状況を適切に確認し、その後の内部監査計画に反映しているか。

6. 外国法人に係る留意点

前出(「I 基本的考え方 3. 検査における留意事項 (3)外国法人に係る留意点」参照)のとおり、信用格付業者として登録を受けた外国法人にあつては、法令等遵守の観点から、自らが行う信用格付行為のうち、金商法の適用対象となるものとそれ以外のものを明確化した上で業務を行うことが必要である。

そこで検査においては、主に以下の項目について検証を行う。

- ① 金商法の適用対象となる信用格付の範囲を特定するための具体的手続が定められ、当該手続に則った業務運営がなされているか。また、当該手続に従って付与した信用格付のうち、金商法の適用対象となるものを適切に特定し、明確化しているか。
- ② 金商法の適用対象となる信用格付の範囲について、その妥当性を定期的に検証する態勢が採られているか。

7. その他

業務に関する帳簿書類は、信用格付業者の業務の状況を正確に反映させ、業務の適切性を検証することを可能とするなど投資者保護に資するために法令によって作成・保存が義務付けられたものである。また、事業報告書の記載の正確性は、適切な監督行政を

実施するために不可欠な要素であると考えられる。

そこで検査においては、帳簿書類の作成・保存及び事業報告書の正確性について、主に以下の項目についての検証を行う。

(1) 帳簿書類の作成・保存【金商法第 66 条の 37】

- ① 信用格付の付与の基礎となる資料をはじめとした法定の帳簿書類(金商業府令第 315 条)は、内部管理や格付付与に係る過程の品質の管理等を図ることに利用できるよう、正確かつ適切に作成・保管されているか。
- ② 外国法人である信用格付業者の場合、外国拠点に保存されている帳簿書類についても、日本国内の拠点から合理的期間内に閲覧等が可能な体制となっているか。

(2) 事業報告書の提出【金商法第 66 条の 38】

- ① 事業報告書の記載は正確になされているか。